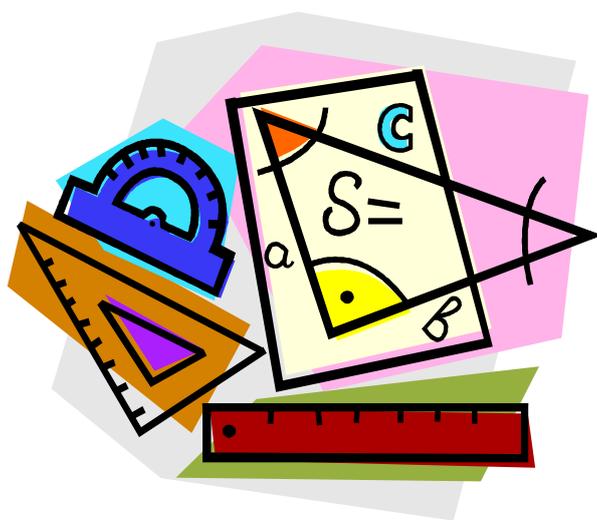


合志市奨学資金貸付の手引き (奨学生のしおり)



合志市教育委員会

(まず始めに)

合志市教育委員会が行う奨学資金貸付事業については、向学心に富み有能な素質を有する学生及び生徒で、かつ、経済的理由により修学が困難な人に奨学資金の貸し付けを行い、もって有能な人材を育成することを目的としています。

奨学資金の貸付を申請される際は、本書の内容を十分に理解した上で、奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励むことを誓い、申請を行ってください。

また、合志市奨学資金はあくまで貸付金であり、奨学生本人へ貸付を行うものです。(奨学生本人が返済の義務を負う借入れ金となります。)

毎年償還された資金が、次の奨学資金の財源として活用されております。

償還が滞れば、次世代の学生への支援が出来なくなる恐れがありますので、必ず期限内に償還（返済）して頂かなければなりません。

また、償還が滞る場合は、奨学生本人だけでなく、連帯保証人にもご負担を頂くこととなりますので、それらを予めご理解の上で申請を行ってください。

1 奨学資金の貸付に係る申請について

○ 申請資格（要件）

- ① 奨学生の保護者が合志市民である人。
- ② 大学、高等専門学校及び高等学校及び専門学校に在学中の人。
- ③ 経済的理由により、学資の支弁が困難な人。
- ④ 日本学生支援機構資金その他の学資の貸し付けを受けていない人。

○ 申請手続き

貸付けを受けようとする人は、次の書類を添えて、4月末日（末日が土・日・祝祭日の場合はその前日）までに教育委員会学校教育課まで提出してください。

- 1) 奨学資金申請書
- 2) 奨学生推薦書
- 3) 保証書
- 4) 家族調書
- 5) 家族全員の前年中の所得が分かるもの（源泉徴収票または確定申告書の写し）
- 6) 住民票（家族全員分で、世帯主・続柄の記載があるもの）
- 7) 在学証明書

※ 1)～4) は、3月以降に学校教育課で受け取りができます。

7) については、4月時点で在学する学校へ発行を依頼してください。

上記の書類を提出された後、奨学生選考委員会の意見を聞いて、6月下旬頃に貸付の可否に関する決定を行います。

○ 連帯保証人について

貸付を受けるにあたって、生計の主たる維持者を含む 2 名を連帯保証人に立てなければなりません。

- ① 生計の主たる維持者 … 本人と同一世帯内の保護者
- ② その他の連帯保証人 … 本人とは別世帯に属し、独立した生計を営む者で、債務を弁済する資力がある者

(連帯保証人をたてる際の留意点)

- ① 連帯保証人とは、主債務者（奨学生本人）と連帯して債務を負担する人のことであり、償還（返済）について本人と同等の責任を負います。
- ② 連帯保証人には、民法上の「催告の抗弁権」が認められておりません。
※「催告の抗弁権」とは、保証人が請求を受けた場合に、まず主債務者に催告するよう債権者に請求できる権利のことです。
- ③ 連帯保証人は、奨学金を確実に償還（返済）するための人的保証であることから、奨学生本人が償還できない場合（または償還に応じない場合）には、本人に代わり連帯保証人が償還しなければなりません。
- ④ もし償還が滞った場合には、本人だけでなく連帯保証人に対しても、支払督促 や 取立訴訟 が提起される恐れがあります

○ 貸付期間及び金額

貸付けの期間は、貸付けを開始した月 から 当該学校を卒業する までの期間となります。貸付金額については、以下のとおりです。

区	分	金額
大学の学生及び専門学校生 (高等専門学校の第4学年以上の学年に在学する学生を含む)	国立及び公立	月額23,000円
	私立	月額30,000円
高等学校の生徒 (高等専門学校の第3学年までに在学する学生を含む)	国立及び公立	月額20,000円
	私立	月額23,000円

○ 貸付けの条件

- 1) 貸付利率 無利子とする。
- 2) 償還期間及び方法 卒業または退学（貸付辞退も含む）した日から6ヶ月経過した日の翌月から償還開始。
償還の期間は、貸付けを受けた月数の2倍の期間内。
※令和7年3月に卒業した場合
→ 令和7年10月から償還（返済）開始
- 3) 償還方法 年賦（年払い）、半年賦（半年払い）、月賦（月払い）
※償還初年度の一括払いも選択できます。

○ 奨学資金の交付

奨学資金は、3ヶ月分ずつ交付します。

(4～6月分) 5月交付(※)

(7～9月分) 7月交付

(10～12月分) 10月交付

(1～3月分) 1月交付

※ 貸付け初年度のみ、初回交付は7月となります。

※ 特別の事情があるときは、上記の交付時期を変更することもあります。

なお、口座振込（原則、木曜日に振り込み）により交付しますので、教育委員会指定の請求書（又は振込依頼書）を提出してください。

（受け取り口座については、奨学生本人名義のものに限ります。）

2 貸付決定後の諸手続きについて

○ 奨学資金借用証書の提出

奨学生は、規則に基づき教育委員会が指定する期限までに、貸付けの決定を受けた金額について、連帯保証人と連署のうえ、「奨学資金借用証書」を教育委員会に提出してください。

(提出にあたっては、「連帯保証人の印鑑証明書」の添付が必要です。)

○ 在学証明書の提出

奨学生は、貸付けを受ける期間において、就学していることを証明するため、「継続申請書」に「在学証明書」を添えて、毎年4月末日までに教育委員会に提出しなければなりません。(末日が土・日・祝祭日の場合はその前日まで)

期限までに提出がない場合は、貸付けを廃止することがあります。

○ 貸付けの休止及び廃止

奨学生が、次のいずれか一つに該当するときは、奨学資金の貸付けを一時休止し、又は廃止することがあります。

- 1) 奨学生としての資格がなくなったとき。
- 2) 休学したとき。
- 3) 貸付けを辞退したとき。
- 4) 教育委員会が貸付けを一時休止し、又は廃止することを妥当と認めたとき。

○ 異動事由に関する届出

奨学生は、次のいずれかに該当する時は、各種届出が必要となりますので、直ちに教育委員会までご連絡ください。

- 1) 退学、転学、休学をしたとき。
- 2) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- 3) 連帯保証人を変更しようとするとき、または連帯保証人の氏名、住所、職業等に変更があったとき。
- 4) 奨学資金の貸付けを辞退するとき。
- 5) 奨学生本人が亡くなったとき。

3 貸付金の償還（返済）について

○ 奨学資金償還明細書の提出

奨学生は、貸付期間が満了したとき、又は貸付けが廃止されたときは、貸付けを受けた金額および償還方法等の内容について連帯保証人と相互確認のうえ、「奨学資金償還明細書」を教育委員会に提出してください。

○ 償還（返済）方法および期間

償還については、教育委員会指定の払込用紙（納付書）により、各種金融機関等でお支払いください。（詳細は、償還開始前に別途お知らせします。）

償還期間は、貸付けを受けた月数の2倍の期間となります。

（例）月30,000円で2年間の貸付けを受け、月払いで償還する場合

貸付：総額720,000円（月30,000円 × 24ヶ月）

償還：総額720,000円（月15,000円 × 48ヶ月）

○ 償還の猶予

次のいずれか一つに該当する場合で、やむを得ない事情により奨学資金の償還が困難なときは、その理由が継続している期間に限り、償還を猶予することができます。

- 1) 大学又はこれに相当する学校に進学したとき
- 2) 奨学資金の貸付けを廃止された後も引き続き当該学校に在学しているとき
- 3) 災害を受けたとき
- 4) 疾病にかかったとき
- 5) その他教育委員会が妥当と認めたとき（1～4に類する理由の場合）

○ 償還（返済）が滞った場合

償還が滞った場合は、教育委員会より書面等にて督促および催告を行います。

それでも償還が確認できない場合には、やむを得ず裁判所に申し立てのうえ、強制執行等の法的措置を講じる場合がありますので、予めご承知おきください。

なお、連帯保証人に対しても同様の扱いとなりますので、ご注意ください。

奨学資金申請書類の提出及び記入上の注意

1. 合志市奨学資金申請書（様式第1号）

申請書は、選考の大切な資料ですから正確に記入してください。判読困難なもの、不備の申請書は選考から除外されることがありますので注意してください。また、記載内容がについて、故意に事実と異なる内容が記載されていることが判明した場合は、決定を取り消しますので、正確に記入してください。

様式第1号(第3条関係)	
奨学資金申請書	
年 月 日	
(あて先) 合志市教育委員会	
申請者 住所	
氏名	
(生年月日 年 月 日)	
下記のとおり合志市奨学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します	
記	
1 学校名	高等学校 大学 (学部) (公立 私立 全日制 定時制)
2 他の奨学資金の貸与の有無	有 (資金名) 無
3 他の奨学資金の申請の有無	有 (資金名) 無
4 貸付希望期間	年 月から 年 月まで

※ 他の奨学資金の貸与及び申請の有無について必ずその名称を記入してください。また、他の奨学金貸付との併給はできませんので、他の奨学金を借りる場合は直ちにこちらへの申請を取り消すか、辞退の手続きをとってください。

2. 奨学生推薦書（様式第2号）

在学する学校長より、推薦書を作成してもらい、申請書と併せて提出してください。（※ 新1年生は、前所属校の学校長の推薦書）

なお、様式は学校教育課で準備しておりますが、記載事項が同一であれば、当該学校が作成する書式でも構いません。

様式第2号(第3条関係)		
奨学生推薦書		
		年 月 日
(あて先) 合志市教育委員会		
学(校)長名		印
下記の者を、奨学生として適当と認めますので推薦します。		
記		
1	氏 名	第 学年
2	人物所見	

3. 保証書（様式第3号）

連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものであり、生計の主たる維持者1名（主に保護者）と、独立した生計を営む者で債務を弁済する資力がある人を1名選んでください。

様式第3号(第3条関係)		
保 証 書		
奨学資金申請者		
住所		
氏名		
上記の者が、この度合志市奨学資金貸付けの申請をしますが、合志市奨学資金貸付条例及び合志市奨学資金貸付条例施行規則に定める事項について、保証人としての義務を履行することを誓います。		
年 月 日		
(あて先) 合志市教育委員会		
連帯保証人	住所	
	氏名	㊟
	申請者との関係	
	年齢	
	職業（勤務先）	
連帯保証人	住所	
	氏名	㊟
	申請者との関係	
	年齢	
	職業（勤務先）	

連 帯 保 証 人・・・住所・氏名は必ず保証人に自署してもらい、印鑑は住所地の自治体で印鑑登録したものを使用してください。

申請者との関係・・・申請者本人から見た関係を記入してください。

年 齢・・・申請する年の4月1日現在で記入してください。

職 業（勤務先）・・・農業自営、〇〇工場経営、公務員（役所名）、会社員（〇〇会社）等を記入してください。

4. 家族全員の前年中の所得が分かるもの（源泉徴収票または確定申告書の写し）

貸付けの決定にあたり、家族（同一世帯）全員分の収入または所得の状況を確認する必要がありますので、以下をご準備ください。

○給与所得者の場合（同一世帯該当者全員）

・・・勤務先が発行する源泉徴収票

○自営業者の場合（ // ）

・・・確定申告書控えの写し（コピー）

○年金、恩給、扶助料等がある場合

・・・支払証明や受給証明書の写し（金額の分かるもの）

5. 住民票（家族全員分で、世帯主・続柄の記載があるもの）

生計を一にする家族全員の記載があるものを、合志市役所市民課より取得してください。

なお、保護者が市外に単身赴任している場合や、本人が市外の住所地から自宅外通学をしている場合は、当該住所地の自治体から住民票を取得してください。

6. 在学証明書

申請時点で在学している学校へ、証明書の発行を依頼してください。

7. 家族調書

選考の際の参考にさせていただきますので、家族の状況について詳しくご記入ください。

家 族 調 書				
(申請者)		(保護者)		
(現住所)		(行政区)		
(電話番号) () -		(自宅・携帯)		
家族の状況（単身赴任・進学等で市外に住所があるご家族の方も記入願います。）				
続柄	氏名	勤務先・学校名（学年）	自・外(注)	備考
本人			自・外	
			自・外	
(注) 自外は、自宅通学は「自」、自宅通学外は「外」に○を付けてください。 続柄は、申請者本人からみたそれぞれの続柄を記入してください。 特別事情 （選考の際に、参考にさせていただきますので詳しく記入してください。）				

その他

申請期限は、4月末日までとなります。（末日が土・日・祝祭日の場合はその前日まで）書類不備により申請取り下げとならないよう、この「奨学資金貸付の手引き」をよく読んでください。

不明、又は疑問のある場合は、**合志市教育委員会 学校教育課** にお問い合わせください。（電話248-2366）

(参 考)

その他 必要書類一覧

事 由	必要書類
退学、転学、または休学したとき	「転・退学届」、または「休学届」 ※どちらも学校長の証明が必要です。
氏名、住所等に変更があったとき	「氏名、住所等変更届」
連帯保証人を変更するとき、又は保証人の氏名、住所、職業等に変更があったとき	「保証人等の変更届」
貸付けを辞退しようとするとき	「奨学資金辞退届」、 「奨学資金借用証書」(修正分) 「奨学資金償還明細書」
奨学生本人が死亡したとき	「死亡届」、「奨学資金償還免除申請書」 【添付】 ・死亡診断書 ・戸籍抄本
奨学生本人が心身に重度の障害を負ったとき	「奨学資金償還免除申請書」 【添付】 ・医師の診断書 ・障害等級が分かるものの写し(障害者手帳の写し 等)
償還の猶予を受けようとするとき ・大学等に進学したとき ・引き続き当該学校に在学しているとき ・災害を受けたとき ・疾病にかかったとき 等々	「奨学資金償還猶予申請書」 【添付】 ・在学証明書 ・罹災証明書 ・医師の診断書 ・その他、猶予の要件に該当することを証明できる書類